

ドイツ新電子署名法

米丸恒治(訳)

本稿は、二〇〇一年五月二二日に公布され、同二二日から施行されているドイツ新電子署名法⁽¹⁾の試訳である。同法は、一九九七年七月二二日に公布された情報通信サービス大綱法、いわゆるマルチメディア法に含まれていたデジタル署名法⁽²⁾と、EUの電子署名指令⁽³⁾にあわせて廃止して、新法を制定するものである。

本稿で訳出した新電子署名法は、「電子署名大綱法およびその他の規定改正法」の第一条として制定されている。

(1) 新法全体は、Gesetz über Rahmenbedingungen für elektronische Signaturen und zur Änderung weiterer Vorschriften v. 16. 5. 2001 (BGBl. I S. 876) であるが、新電子署名法 (Gesetz über Rahmenbedingungen für elektronische Signaturen (Signaturgesetz - SigG)) は、その第一条にあたる。新法全体は、新電子署名法を

定める一条のほか、新通貨ユーロにあわせて新署名法改正を行う規定(二条)、旧署名法を参照する他法令の整合化規定(三条)等からなる。本法については、EU指令の内容、本法とあわせて立法される形式規定改正法等とあわせて、別稿で検討する予定である。

(2) デジタル署名法については、拙稿「ドイツ・デジタル署名法と電子認証——サイバースペースの不確定性克服の制度基盤の検討——」立命二五六号三二頁以下(一九九八年)と、同「ドイツ流サイバースペース規制——情報・通信サービス大綱法の検討——」立命二五五号一四一頁以下(一九九八年)一八六頁以下の同法試訳参照。

(3) EU電子署名指令については、拙訳「EU電子署名指令」立命二六八号一七六頁以下(二〇〇〇年)参照。

第一条 電子署名大綱法(署名法 Sig.)

目次

第一章 総則

第一条 目的および適用範囲

第二条 定義

第三条 権限行政庁

第二章 認証サービスプロバイダ

第四条 一般要件

第五条 適格証明証の付与

第六条 教示義務

第七条 適格証明証の内容

第八条 適格証明証の停止

第九条 適格タイムスタンプ

第一〇条 記録

第一一条 責任

一二条 補償の用意

一三条 活動の停止

一四条 データ保護

第三章 任意認定

第一五条 認証サービスプロバイダの任意認定
第一六条 権限行政庁の証明証

第四章 技術的セキュリティ

第一七条 適格電子署名製品

第一八条 検査機関および証明機関の承認

第五章 監督

第一九条 監督措置

第二〇条 協力義務

第六章 補則

第二一条 過料規定

第二二条 費用および負担金

第二三条 外国の電子署名および電子署名製品

第二四条 法規命令

第二五条 経過規定

第一章 総則

(目的および適用範囲)

第一条 本法の目的は、電子署名についての大綱条件を創出することである。

(2) 特定の電子署名が法令により定められていない限りで、そ

の利用は自由である。

- (3) 公法上の行政活動に関しては、法令により、適格電子署名の利用に補足的な要件を付加することをさだめることができる。これらの要件は客観的で、比例的かつ非差別的なものでなければならず、関連する利用の特殊な徴表のみに関連してよい。

〔定 義〕

第二条 本法においては、次の各号に定める表現は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「電子署名」 別の電子データに付加されまたは論理的にそれと結びつけられており、かつ真正確認 (Authentifizierung) のために用いられる電子的形式のデータ
 - 二 「先進電子署名」 前号による電子署名で、以下の要件を満たすもの
 - (a) それがつばら署名キー所持者のみに帰属させられており、
 - (b) 署名キー所持者の同一性確認を可能にし、
 - (c) 署名キー所持者がその唯一の統制のもとに保持することのできる手段により作成されており、かつ
 - (d) その関連するデータに事後的なデータの変更を認識させ
- ドイツ新電子署名法 (米丸)

せ得るように、結びつけられているもの。

- 三 「適格電子署名」 第二号による電子署名で、以下の要件を満たすもの

(a) その作成された時点で有効な適格証明証に基づいており、かつ

(b) 安全署名作成装置により作成されたもの

- 四 「署名キー」 電子署名の作成のために利用される私的暗号キーのような唯一の電子データ

五 「署名検証キー」 電子署名の検証のために利用される

公開暗号キーのような電子データ

- 六 「証明証」 署名検証キーがある者に属することおよび

この者の同一性を確認する電子的証明

- 七 「適格証明証」 自然人のための第六号による電子的証明で、第七条の要件を満たしかつ少なくとも本法第四条な

いし第一四条または第二三条およびそれに関連する第二四条による法規命令の規定の要件を満たす認証サービスプロバイダにより作成されたもの

- 八 「認証サービスプロバイダ」 適格証明証または適格タイムスタンプを発行する自然人または法人

九 「署名キー所持者」 署名キーを所有しており、かつそ

れに対する署名検証キーが適格証明証により帰属させられている自然人

一〇 「安全署名作成装置」 少なくとも本法第一七条または第二三条およびそれに関連する第二四条による法規命令の規定の要件を満たしかつ適格電子署名のために定められたそのつどの署名キーの保存および利用のためのソフトウェア装置またはハードウェア装置

一一 「署名利用装置」 次の事項のために定められたソフトウェア製品およびハードウェア製品

(a) 適格電子署名の生成または検証のためのプロセスにデータを打ち込むためのものか、または

(b) 適格電子署名を検証しもしくは適格証明証を検証し、そしてその結果を表示するためのもの

一二 「認証サービスのための技術的装置」 次の事項のために定められたソフトウェア製品またはハードウェア製品

(a) 署名キーを生成しそして安全署名作成装置へと移転させるためのもの、

(b) 適格証明証を公けに検証可能にしそして場合によっては呼び出し可能な状況に保つたためのもの、または

(c) 適格タイムスタンプを生成するためのもの

一三 「適格電子署名製品」 安全署名作成装置、署名利用装置および認証サービスのための技術的装置

一四 「適格タイムスタンプ」 少なくとも本法第四条ないし第一条ならびに第一七条または本法第二三条およびそれに関連する、第二四条による法規命令の規定の要件を満たす認証サービスプロバイダの電子証明証であつて、そのプロバイダに特定の電子データが特定の時点で提示されたことを示すもの

一五 「任意認定」 特別の権利および義務を伴つ、認証サービス運営のための許可を付与するための手続

(権限行政庁)

第三条 本法および第二四条による法規命令による権限ある行政庁の任務は、電気通信法第六六条による行政庁がこれを担当する義務を負つ。

第二章 認証サービスプロバイダ

(一般要件)

第四条 認証サービスの経営は、本法の枠内では、許認可不要である。

(2) 認証サービスは、その経営に必要な信頼性および専門知識

- ならびに第二二条による補償の用意を証明し、かつ本法および第二四条第一号、第三号および第四号による法規命令による認証サービス経営のためのさらなる要件を満たすことを保証する者のみがこれを営むことができる。必要な信頼性は、認証サービスプロバイダとして経営の基準となる法令を遵守することについて保証をする者がこれを有する。必要な専門知識は、認証サービスの運営に携わる者がこの活動に必要な知識、経験および熟練を有するときに存在する。本法および第二四条第一号、第三号および第四号による法規命令によるセキュリティ要件を実施するための措置を権限行政庁に対してセキュリティ計画で示しかつ適切かつ実際に実施に移すときには、認証サービスの運営のためのさらなる要件が存在する。
- (3) 認証サービスの経営をはじめの者は、そのことを権限行政庁に対し遅くとも経営開始のときまでに届け出なければならぬ。届出とともに、第二項の要件が存在することを適当な形式で説明するものとする。
- (4) 第二項による要件の充足は、認証サービスの活動の全期間にわたって確保されるものとする。もはやそれが不可能な事情があるときは、権限行政庁に対し、遅滞なく届け出るものとする。

- (5) 認証サービスプロバイダは、第二項第四段によるセキュリティ計画に組み込んで、本法および第二四条による法規命令による任務を第三者に委託することができる。

〔適格証明証の付与〕

第五条 認証サービスプロバイダは、適格証明証を申請する者を信頼性をもって同一性確認しなければならない。プロバイダは、同一性確認された者に署名検証キーが帰属することを適格証明証によって証明しなければならず、かつこの証明証をいつでも何人に対しても公に到達可能な通信回線によって検証可能かつ呼び出し可能な状態にしておかなければならない。適格証明証は、署名キー所持者の同意を得てのみ呼び出し可能な状態にしておくことができる。

- (2) 適格証明証には、申請者の求めに応じて、第三者のための代表権についての表示およびその者の職業に関連するかまたはその他の表示（属性）を含めることができる。代表権についての表示に関しては、その第三者の同意が示されるものとし、その者の職業に関連するかまたはその他の表示は、職業関連のまたはその他の表示の権限ある機関によって証明するものとする。第三者のための代表権についての表示は、第二段による同意が示されたときのみ、その者についての申請

者の職業に関するかまたはその他の表示は、第二段による証明が示されたときにのみ適格証明証に取りいれることができる。その者に関するその他の表示は、関係者の同意があるときのみ、適格証明証に取り込むことができる。

(3) 認証サービスプロバイダは、申請者の求めに応じて、適格証明証に、申請者の名前に代えて仮名を取り込まなければならない。適格証明証が、第三者のための代表権または職業関連もしくはその他の者についての表示を含むときは、仮名の利用のためには、その第三者のまたは職業関連もしくはその他の表示について権限ある機関の承認を必要とする。

(4) 認証サービスプロバイダは、適格証明証のデータがきつかわれずして偽造または変造されることができないような措置をとらなければならない。プロバイダは、署名キーが秘密に管理されることを担保するためのさらなる措置をとらなければならない。安全署名作成装置外での署名キーの保存は許されない。

(5) 認証サービスプロバイダは、認証活動の実施のために、少なくとも本法第四条ないし第一条および第一七条または本法第三條および第二四條による法規命令により信頼性のある職員および適格電子署名製品を用いなければならない。

(6) 認証サービスプロバイダは、申請者が付属の安全署名作成装置を所有していることを適切な方法で確信しなければならない。
ない。

(教示義務)

第六條 認証サービスプロバイダは、第五條第一項による申請者に対し、適格電子署名のセキュリティおよび信頼性のある検証に必要な諸措置について教示しなければならない。プロバイダは、申請者に対し、現存する署名の安全度が時間の経過により低下する前に、適格電子署名がなされたデータに必要に応じ新たに署名しなければならないことを指示しなければならない。

(2) 認証サービスプロバイダは、申請者に対し、法律に異なる定めのない限り、適格電子署名が法的取引において手書きの署名と同等の効果を有することを教示しなければならない。

(3) 第一項および第二項による教示のために、申請者に対しては、文書での教示を手渡さなければならない。それを了知したことを申請者は別途の署名で確認しなければならない。申請者が第一項および第二項よりもすでに早い時点で教示された限りでは、新たな教示はこれを行わないことができる。

(適格証明証の内容)

第七条 適格証明証は、次の各号の表示を含み、適格電子署名を有していなければならない。

- 一 署名キー所持者の氏名で、誤認される可能性がある場合は付随的な表示を付されたもの、または署名キー所持者に属する誤認され得ない仮名で仮名としてみわけのつくもの
 - 二 帰属する署名検証キー
 - 三 署名キー所持者の署名検証キーおよび認証サービスプロバイダの署名検証キーが利用される際に使われるアルゴリズムの表示
 - 四 証明証の通し番号
 - 五 証明証の有効期間の始期と終期
 - 六 認証サービスプロバイダの名称およびそれが営業所をおく国の名称
 - 七 署名キーの利用が特定の利用方法または範囲に限定されるかどうかについての表示
 - 八 適格証明証であることの表示
 - 九 必要に応じ、署名キー所持者の属性
- (2) 属性は、別途の適格証明証（適格属性証明証）に取り込むこともできる。適格属性証明証の場合には、第一項による表示は、適格属性証明証の利用に必要でない限りにおいて、そ

ドイツ新電子署名法（米丸）

れが関連する適格証明証の一義的な参照データによって代替することもできる。

〔適格証明証の停止〕

- 第八条 認証サービスプロバイダは、署名キー所持者またはその代理人が適格証明証の停止を求めるとき、証明証が第七条についての誤った情報に基づき作成されたものであるとき、認証サービスプロバイダがその活動を廃止しその活動がその他の認証サービスプロバイダにより継続されないと、または権限行政庁が第一九条第四項に従いその停止を命ずるときは、適格証明証を遅滞なく停止しなければならない。停止措置には、停止措置の効力が生じる時点が含まれていなければならない。遡及的な停止は許されない。適格証明証が誤った表示をもって作成されたものであるときは、認証サービスプロバイダは、そのことを付加的に公表することができる。
- (2) 適格証明証が第五条第二項による表示を含む場合は、その第三者またはその者の職業関連もしくはその者についてのその他の表示に権限を有する機関もまた、その者についての職業関連またはその他の表示についての要件が適格証明証へのその表示の取込み後に消滅したときは、第一項による当該証明証の停止を求めることができる。

一五三三（一六九）

〔適格タイムスタンプ〕

第九条 認証サーバスプロバイダが適格タイムスタンプを発行するときは、第五条第五項を準用する。

〔記 録〕

第一〇条 認証サーバスプロバイダは、本法および第二四条第一号、第三号および第四号による法規命令を遵守するためのセキュリティ措置ならびに発行した適格証明証を第二段の規準により、そのデータおよびその改ざんされていないことがいつでも事後審査可能であるように記録しなければならない。記録は、遅滞なく、それが事後的に気づかれることなく変更されるべきでないようになされなければならない。これは、特に適格証明証の発行および停止について妥当する。

(2) 署名キー所持者に対しては、求めに応じてそれに関連するデータおよび手続段階を閲覧する機会が与えられなければならない。

〔責 任〕

第一一条 認証サーバスプロバイダが本法および第二四条による法規命令の要件に違反しまたはその適格電子署名製品もしくはその他の技術的なセキュリティ装置が機能しないときは、プロバイダは、適格証明証の表示、適格タイムスタンプまた

は第五条第一項第二段による表示を信頼することにより損害を被った第三者の損害を賠償しなければならない。第三者がその表示の瑕疵あることを知っていたかまたは知らなければならなかったときは、賠償義務は生じない。

(2) 認証サーバスプロバイダが故意または過失により行動したものでないときは、賠償義務は生じない。

(3) 適格証明証が署名キーの利用を特定の利用方法および範囲に限定しているときは、賠償義務は、この限定の範囲内でのみ生じる。

(4) 認証サーバスプロバイダは、第四条第五項による委託した第三者につきおよび第二三条第一項第二号による外国の証明証を保証したさいには、自らの行動についてと同様の賠償責任を負う。民法典第八三一条第一項第二段は、これを適用しない。

〔補償の用意〕

第二二条 認証サーバスプロバイダは、それが本法または第二四条の法規命令の要件に違反しまたは適格電子署名製品もしくはその他の技術的なセキュリティ設備が機能しないことによつて生じる損害の賠償義務を果たすことのできる適切な補償の備えをなす義務を負う。最低額は、第一段に示された種

類の、責任を生ぜしめる事故一件により生じた損害につきそれぞれ二五万ユーロとする。

〔活動の停止〕

第一三条 認証サービスプロバイダは、その活動の停止については遅滞なく権限行政庁に届け出なければならない。プロバイダは、活動の停止の際に有効な適格証明証を他の認証サービスプロバイダに引き継がせるよう配慮するか、またはそれを停止しなければならない。プロバイダは、関係する署名キー所有者に、その活動の停止および他の認証サービスプロバイダによる適格証明証の引き継ぎについて通知しなければならない。

(2) 認証サービスプロバイダは、第一〇条による記録を第一項により証明証を引き継いだ認証サービスプロバイダに引き渡さなければならない。他の認証サービスプロバイダが記録を引き受けないときは権限ある行政庁がこれを引き受けなければならない。権限ある行政庁は、正当な利益が存するときは、技術的に不当に過大な負担なしに可能なかぎりにおいて、第二段による記録の照会に応じる。

(3) 認証サービスプロバイダは、破産手続の開始の申請を権限行政庁に遅滞なく届け出なければならない。

〔データ保護〕

第一四条 認証サービスプロバイダは、個人関連データは、当該関係者自身から直接にのみおよび適格証明証の目的にとつて必要な限りでのみ、これを取得することができる。第三者のもとでのデータの取得は、関係者の同意があるときにのみ許される。第一段に定める目的以外の目的のためには、そのデータは、本法がそれを許容しまたは関係者が同意したときのみ、これを用いることができる。

(2) 仮名を用いた署名キー所有者の場合にあつては、認証サービスプロバイダは、犯罪または秩序違反の訴追のため、公共の安全と秩序に対する危険の防止のためまたは連邦および州の憲法保護行政機関、連邦諜報局、軍事諜報機関もしくは税務行政機関の法律上の任務の遂行に必要な限りにおいて、または、裁判所が係属中の手続の範囲内でそこで適用される規定にしたがいそれを命じる限りにおいて、そのキー所有者の同一性確認についてのデータを求めに応じて権限ある機関に提供しなければならない。それらの回答は、記録しておかなければならない。情報を求める行政機関は、仮名の暴露についての教示によって法律上の任務の遂行がもはや侵害されることがないかまたは署名キー所有者の教示に対する利益が重

大であるときは、署名キー所持者に対し、仮名の暴露について教示しなければならない。

- (3) 第二条第八号に定める認証サービスプロバイダ以外の者が、電子署名についての証明証を発行する限りにおいては、第一項および第二項を準用する。

第三章 任意認定

(認証サービスプロバイダの任意認定)

第十五条 認証サービスプロバイダは、申請に基づき、権限ある行政庁により認定させることができ、権限ある行政庁は認定に際して私的機関を利用することができる。認定は、認証サービスプロバイダが本法および第二十四条による法規命令の規定を満足させていることを証明するときに与えるものとする。認定された認証サービスプロバイダは、権限ある行政庁の認定マークを得る。この認定マークにより、プロバイダの適格証明証に基づく適格電子署名(プロバイダ認定をともなう適格電子署名)についての包括的に検査された技術的および管理的なセキュリティの証明が表される。認定された認証サービスプロバイダは、認定認証サービスプロバイダとしての表示を行い、かつ法的取引および商取引において、証明

されたセキュリティを援用することができる。

- (2) 第一項の要件の充足については、第四条第二項第四段によるセキュリティ計画が、第十八条による機関によりその適正性および実際上の実施にわたって包括的に検査されかつ証明されなければならない。その検査および証明は、セキュリティ上重要な変更の後および定期的に繰り返し返されなければならない。

- (3) 認定には、運営の開始に際しおよび運営中に本法および第二十四条による法規命令による要件の充足を確保するために必要である限りにおいて、付款を付することができる。

- (4) 本法および第二十四条による法規命令による要件を充足しないときは、認定はこれを拒否するものとし、第十九条を準用する。

- (5) 本法および第二十四条による法規命令により生じる義務を履行しない場合または第四項による拒否理由が存する場合においては、権限行政庁は、認定を撤回するか、またはその理由がすでに認定時点で存在したときで第十九条第二項による措置によつて成果が期待できないときは取消さなければならない。い。

- (6) 認定の撤回もしくは取消の場合において、または認定認証

サービスプロバイダの活動の停止の場合においては、権限行政庁は、別の認定認証サービスプロバイダによるその活動の引き継ぎをまたは署名キー所持者との契約の精算を確保しなければならぬ。破産手続の開始の申請がなされる場合も、その活動が継続されないときは、同様とする。別の認定認証サービスプロバイダが記録を第一三条第二項にしたがい引き継がないときは、権限行政庁がこれを引き継がなければならず、第一〇条第一項第二段は、これを準用する。

(7) 適格電子署名製品にあつては、第一七条第一項ないし第三項の規定および第二四条による法規命令による要件の充足は、科学技術の水準に照らし十分に検査され、かつ第一八条による機関により証明されたものでなければならず、第一項第三段はこれを準用する。認定認証サービスプロバイダは、次の各号に定める事項を実施しなければならない。

- 一 その認証活動のためには、第一段により検査および証明された適格電子署名製品のみを利用すること
- 二 適格証明証は、第一段により検査されかつ証明された安全署名作成装置を所有することが証明された者についてのみ、発行すること

三 署名キー所持者に、第六条第一項の範囲内で、第一段に

ドイツ新電子署名法（米丸）

より検査されかつ証明された署名利用装置について教示すること

〔権限行政庁の証明証〕

第一六条 権限行政庁は、認定認証サービスプロバイダに対し、その活動に必要な適格証明証を発行する。認定認証サービスプロバイダによる適格証明証の発行についての規定は、権限行政庁にこれを準用する。認定認証サービスプロバイダがその活動を停止したまたはその認定が取消もしくは撤回されるときは、権限行政庁は、その発行した適格証明証を停止する。

(2) 権限行政庁は、次の各号に定める事項について、いつでも何人に対しても、公に到達し得る通信回線によって検証可能かつ呼び出し可能な状態にしておかなければならない。

- 一 認定認証サービスプロバイダの名称、所在地および通信回線
- 二 認定の撤回または取消
- 三 それにより発行された適格証明証およびその停止、ならびに
- 四 認定認証サービスプロバイダの運営の終了および禁止

(3) 必要に応じて、権限行政庁は、第一五条第七項による製品の自動的正確確認のために認証サービスプロバイダまたは製

造者の必要とする電子的証明も発行する。

第四章 技術的セキュリティ

〔適格電子署名製品〕

第一七条 署名キーの保存および適格電子署名の生成のためには、署名の偽造および署名されたデータの改竄を信頼性をもって認識可能にしかつ署名キーの不正な利用から保護する安全署名作成装置を利用しなければならない。署名キーそれ自体が安全署名作成装置により生成されるときは、第三項第一号を準用する。

(2) 署名されたデータの表示のためには、適格電子署名の生成を予め一義的に示しどのデータに署名が関連しているかを確認させるところの署名利用装置を必要とする。署名されたデータの検証のためには、次の各号に定める事項を確認させる署名利用装置を必要とする。

- 一 どのデータに署名が関連しているか
- 二 署名されたデータが変更されていないかどうか
- 三 どの署名キー所持者に署名が属するものとされているか
- 四 署名が基礎とする適格証明証および付属の適格属性証明証がどのような内容を有するか

五 第五条第一項第二段による証明証の検証がどのような結果になるか

署名利用装置は、必要に応じ、署名されるべきまたは署名されたデータの内容も十分に認識させるものでなければならぬ。署名キー所持者は、かかる署名利用装置を利用するかまたはその他適切な、適格電子署名のセキュリティ確保措置を実施するものとする。

(3) 認証サービスのための技術的な装置は、次の各号に定める目的の諸対策がなされたものでなければならない。

一 署名キーの生成および移転に際し、署名キーの唯一性および秘密保持を担保するため、および安全署名作成装置外での記録を排除するため

二 第五条第一項第二段にしたがい検証可能にしまは呼び出し可能な状態に保たれる適格証明証が、権限なく変更されおおよび権限なく呼び出されることから保護するため

三 適格タイムスタンプの生成に際し、偽造および変造を排除するため

(4) 第一項および第三項第一号ならびに第二、四、五による法規命令による要件の充足は、第一八条による機能によって証明されなければならない。第二項ならびに第三項第二号および第

三号の要件の充足については、適格電子署名製品の製造者の宣言で足りる。

〔検査機関および証明機関の承認〕

第一八条 権限行政庁は、自然人または法人が、その活動に必要な信頼性、独立性および専門知識を証明するときは、その申請に基づき、それらを第一七条第四項もしくは第一五条第七項第一段による証明機関または第一五条第二項による検査機関および証明機関として、承認する。その承認には、内容的な制限を付し、それを暫定的なものとしもしくはは一定の期限を定め、または負担を付して、それを行うことができる。

(2) 第一項により承認された機関は、その任務を、中立に、指揮命令から独立してかつ良心に従い実施しなければならない。その機関は、検査および証明を記録しなければならない。その活動を中止する場合には記録を権限行政庁に引き渡さなければならない。

第五章 監 督

〔監督措置〕

第一九条 本法および第二四条による法規命令の遵守についての監督は権限行政庁がこれを行うものとし、権限行政庁は監

ドイツ新電子署名法（米丸）

督の実施に際し私的機関を利用することができる。運営の開始とともに、認証サービスプロバイダは、権限行政庁の監督に服する。

(2) 権限行政庁は、認証サービスプロバイダに対して、本法および第二四条による法規命令の遵守を確保するために必要な措置を実施することができる。

(3) 権限行政庁は、次の各号の事項を正当化する事実があるときで第二項による措置では成果が期待できないときは、認証サービスプロバイダに対しその運営を一時的に、一部または全部禁止しなければならない。

一 プロバイダが、認証サービスの運営に必要な信頼性を有しないこと。

二 プロバイダが、運営のために必要な専門知識を有していることを証明しないこと。

三 プロバイダが、必要な補償の用意をしていないこと。

四 プロバイダが、不適切な適格電子署名製品を利用していないこと。

五 プロバイダが、本法および第二四条による法規命令による認証サービスの運営のためのその他の要件を満たしていないこと。

一五二九（一七五）

(4) 権限行政庁は、適格証明証が偽造されもしくは十分に偽造に対し安全でないことまたは適格電子署名が気づかれずして偽造されることもしくはそれにより署名されたデータが気づかれずして変造されることを許容するセキュリティの欠陥を安全署名作成装置が示すことを正当化する事実があるときは、適格証明証の停止を命じることができる。

(5) 認証サービスピロバイダにより発行された適格証明証の有効性は、運営の禁止および活動の中止ならびに認定の取消および撤回により影響を受けない。

(6) 権限行政庁は、それに対し届出をした認証サービスピロバイダならびにその活動を第一三条により中止したまたはその運営を第一九条第三項により禁止された認証サービスピロバイダの名称を、なにびとに対しても公に到達し得る通信回線を通じて呼び出し可能な状態にしておかなければならない。

〔協力義務〕

第二〇条 認証サービスピロバイダおよびそのために第四条第五項により活動する第三者は、権限行政庁およびその委託を受けて行動する者に対し、通常の営業時間内に事業所および営業所への立入を許容し、求めに応じて必要な書籍、記録、証拠、書類およびその他の資料を適切な方法で閲覧に供し、

またそれらが電子的形式で実施されているときは回答を与えかつ必要な援助を与えなければならない。

(2) 回答を与える義務を負う者は、それが回答を与えることによりそれ自身または民事訴訟法第三八三条第一項第一号ないし第三号に示された所属者の一が犯罪または秩序違反法による手続の対象とされるときは、回答を拒むことができる。この義務を負う者に対しては、この権利が示さなければならぬ。

第六章 補 則

〔過料規定〕

第二二条 故意または過失により次の各号の一に該当する者は、秩序違反にあたる。

- 一 第二十四条第一号、第三号および第四号による法規命令もあわせて第四条第二項第一段に違反して認証サービスを営む者

二 第四条第三項第一段または第十三条第一項第一段に違反して、届出を怠り、正しく行わず、または適時に行わなかった者

三 第二十四条第一号による法規命令とあわせて第五条第一

項第一段に違反して、人物の同一性確認をせず、正しく行わず、または適時に行わない者

四 第二十四条第一号による法規命令もあわせて第五条第一項第二段に違反して、適格証明証を検証可能な状態に保たない者

五 第五条第一項第三段に違反して、適格証明証を呼び出し可能な状態に保つ者

六 第五条第二項第三段または第四段に違反して、適格証明証の中に表示を取り入れる者

七 第二十四条第一号による法規命令もあわせて第五条第四項第二段に違反して、措置を行わないかまたは正しく行わない者

八 第五条第四項第三段に違反して、署名キーを保存する者

九 第二十四条第一号による法規命令もあわせて第一〇条第一項第一段に違反して、セキュリティ措置または適格証明証を記録しないか、正しくもしくは適時に行わない者

一〇 第二十四条第一号による法規命令もあわせて第一三条第一項第二段に違反して、適格証明証が他の認証サービスプロバイダにより引き継がれるよう配慮しない者、ならびに適格証明証を停止しないかまたは適時にしない者

ドイツ新電子署名法（米丸）

一一 第二十四条第一号による法規命令とあわせて第一三条第一項第三段に違反して、署名キー所持者に教示をしないか、正しくもしくは適時に教示をしない者

(2) 第一項第一号、第七号および第八号の秩序違反にあつては、五万ユーロ以下の過料を、その他の秩序違反にあつては、一万ユーロ以下の過料を課することができる。

(3) 秩序違反法第三六条第一項第一号の意味の行政庁は、電気通信郵便規制庁 (Regulierungsbehörde für Telekommunikation und Post) である。

〔費用および負担金〕

第二二条 権限行政庁は、次の各号の職務活動について、費用（手数料および立替金）を徴収する。

一 第一五条および第二四条による法規命令による、認証サービスプロバイダの任意認定の範囲内での措置

二 第一六条第一項による適格証明証の作成および第一六条第三項による証明の作成の範囲内での措置

三 第一八条および第二四条による法規命令による検査機関および証明機関の承認の範囲内での措置

四 第四条第二項ないし第四項と合わせた第一九条第一項ないし第四項および第二四条による法規命令による監督の範

囲内での措置

費用は、行政庁が監督の実施に際して私的機関を利用することにより生じる行政費用についても徴収する。行政費用法は、これを適用する。

- (2) 第四条第三項により運営を届け出た認証サービスピロバイダは、第一九条第六項による要件の継続的な充足のための行政費用支出を賄うために年度負担金として徴収される公課 (Abgabe) を権限行政庁に支払わなければならない。第一条第一項により認定されている認証サービスピロバイダは、第一六条第二項による要件の継続的な充足のための行政費用支出を賄うために、年度負担金として徴収される公課 (Abgabe) を権限行政庁に支払わなければならない。

〔外国の電子署名および電子署名製品〕

第二三条 欧州連合の他の構成国またはその他の欧州経済圏条約の加盟国から発せられた外国の適格証明証が存在する電子署名は、それが現行の電子署名のための共同体の共通枠組に関する欧州議会および理事会の指令一九九九/九三/EC (Abl. EG 2000 Nr. L 13 S. 2) 第五条第一項に対応するものである限り、適格電子署名と同様の取り扱いとする。第三国から発せられた電子署名は、当該国の認証サービスピロバイ

ダの証明証が公に適格証明証として発行したものであり指令一九九九/九三/EC 第五条第一項の意味における電子署名のために定められたものでありかつ次の各号の一に該当するときは、適格電子署名と同様の取り扱いとする。

一 認証サービスピロバイダが、指令の要件を満たしかつ欧州連合の構成国またはその他の欧州経済圏条約の加盟国において認定を受けていること、

二 指令の要件を満たす、欧州共同体内に本拠地をおく認証サービスピロバイダがその証明証を保証していること、または

三 欧州連合と第三国間または国際機関間での二極間または他極間の協定の枠内で、証明証または認証サービスピロバイダが承認されていること

- (2) 第一項による電子署名は、その同等のセキュリティが証拠により証明されるときは、第一五条第一項によるプロバイダの認定をともなう適格電子署名と同様の取り扱いとする。

(3) 欧州連合の構成国またはその他の欧州経済圏条約の加盟国において、現行の指令一九九九/九三/EC の要件に対応していることが確認された電子署名製品は、承認される。第一段に定める国または第三国からの電子署名製品は、それが同等

のセキュリティを証拠により証明されるときは、第一五条第七項により検査された適格電子署名製品と、同様の取り扱いとする。

〔法規命令〕

第二四條 連邦政府は、第三條ないし第三三條の規定の実施のために必要な、次の各号についての法令を法規命令により発する権限を有する。

一 第四條第二項および第三項、第五條、第六條第一項、第八條、第一〇條、第一三條および第一五條による、認証サービスプロバイダの運営開始および運営中ならびに運営の中止に關しての義務の細目規定

二 手数料義務の要件および手数料額ならびに負担金の額および権限行政庁による負担金徴収の手續について、なお負担金額の積算に際しては、手数料によつて賄われない限りでの行政費用支出（人的および物的支出）を根拠としなければならぬ。

三 第七條による適格証明証の内容の細目規定および有効期間

四 第一二條による補償の用意の義務の履行のために許容される担保給付およびその範囲、額および内容的な細目

ドイツ新電子署名法（米丸）

五 第一七條第一項ないし第三項による適格電子署名製品、ならびに第一七條第四項および第一五條第七項による、要件を満たしていることの本製品の検査および証明についての細目要件

六 第一八條による検査機関および証明機関の承認手續および活動の細目

七 第六條第一項第二段により適格電子署名を付されたデータに新たに署名がなされなければならないものとされる期間およびその手續

八 第二三條による外国の電子署名および外国の電子署名製品の同等のセキュリティを確認するための手續

〔経過規定〕

第二五條 一九九八年二月一九日の法律（BGBl. I S. 3836）第五條により改正された一九九七年七月二二日の署名法（BGBl. I S. 1870, 1872）により免許を与えられた認証機関は、第一五條の意味で認定されているものとみなす。この認証機関は、本法の施行後三月以内に権限行政庁に対し第一二條による補償証明を提出しなければならない。

(2) 第一項による認証機関により、本法の施行のときまでに、一九九八年二月一九日の法律（BGBl. I S. 3836）第五條に

一五三三（一七九）

より改正された一九九七年七月二八日の署名法 (BGBl. I S. 1870, 1872) 第五条により発行された証明証は、適格証明証と同様の取り扱いとする。第一段による証明証の所持者は、本法施行後六月以内に第六条第二項により適切な方法で教示を与えられなければならない。

- (3) 一九九八年二月一九日の法律 (BGBl. I S. 3836) 第五条により改正された一九九七年七月二二日の署名法 (BGBl. I S. 1870, 1872) の第四条第三項第三段および第一四条第四項により権限行政庁によりなされた検査機関および証明機関の承認は、それが本法第一八条に適合する限りで、効力を有する。

- (4) 一九九七年七月二二日の署名法 (BGBl. I S. 1870, 1872) の第一四条第四項による要件の充足が検査されかつ証明された技術的装置は、本法第一五条第七項による適格電子署名製品と同様の取り扱いとする。

